

## 特定障害福祉サービス等の総量規制について

### 1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に定める「特定障害福祉サービス」及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める「特定障害児通所支援」について、障害福祉計画及び障害児福祉計画を踏まえ、次のとおり総量規制を実施いたしたい。

### 2 総量規制の目的

障害福祉サービス等の供給が過剰なものとならないように、対象の障害福祉サービス等の新規指定を抑制し、質の高いサービスを提供するため。

### 3 現在の総量規制の状況 (R6 年 12 月 1 日指定分～R7 年 11 月 1 日指定分)

区分	サービス種別	R6 総量規制
特定障害福祉サービス	生活介護	規制
	就労継続支援 A 型	規制
	就労継続支援 B 型	なし
特定障害児通所支援	児童発達支援	規制
	放課後等デイサービス	なし

### 4 今後の総量規制 (R7 年 12 月 1 日指定分～R8 年 11 月 1 日指定分)

原則として、定員数が利用実績数を上回っているサービスについて総量規制を実施。

区分	サービス種別	R6 定員	R6 実績	R7 総量規制
特定障害福祉サービス	生活介護	955	840	規制継続
	就労継続支援 A 型	479	615	なし(規制解除)
	就労継続支援 B 型	1,114	1,188	なし
特定障害児通所支援	児童発達支援	431	353	規制継続
	放課後等デイサービス	886	995	なし

※ ただし、共生型サービスや医療的ケアを要する障害児者(重症心身障害児者を含む)、行動障害がある障害児者を支援の対象とするサービスを提供する場合は、対応可能な事業所が少ないことから総量規制の対象としない。(この例外措置はこれまでと同様)

#### 【参考】総量規制の対象となる特定障害福祉サービス等の推移(3月31日時点)

サービス種別	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	事業所数	実績数	事業所数	実績数	事業所数	実績数
生活介護	37	837	37	837	38	840
就労継続支援 A 型	34	599	33	627	29	615
就労継続支援 B 型	45	932	50	1,026	54	1,188
児童発達支援	35	257	40	347	39	353
放課後等デイサービス	57	825	66	906	70	995